

第10期広島市高齢者施策推進プランの 重点施策の取組方針、目標設定、 主な取組内容について（案）

- 1 重点施策Ⅲ 認知症施策の推進（広島市認知症施策推進計画）…………… P 2
- 2 重点施策Ⅳ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進… P 9
- 3 重点施策Ⅴ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進 …………… P14

令和8年10月6日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

1 重点施策Ⅲ 認知症施策の推進（広島市認知症施策推進計画）

取組方針

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等を踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。早期発見・早期診断・早期対応をはじめ、症状・状態に応じた適切な医療・介護サービスを提供するとともに、認知症の人と家族等を支える取組や認知症の人に関する正しい理解を深めるための普及啓発を一層充実し、認知症の人の社会参加の機会の確保などにより、本人の意向を尊重した、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりに向けて施策を総合的かつ体系的に推進する。

※ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で市町村における策定が努力義務とされている「認知症施策推進計画」として重点施策Ⅲを位置付けるものとします。

成果目標

目標項目		評価指標			
①	認知症に関する理解の増進	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられると思うと回答した人の割合の増加			
		【設定理由】 ○ 認知症の人と家族等を支える取組や認知症の人に関する正しい理解が広がることで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせると考える人が増えることが、認知症施策を進めていく上で重要であることから、「認知症に関する理解の増進」を目標項目とし、「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられると思うと回答した人の割合の増加」を評価指標とする。			
		目 標			
		現状値	目標値		
		7 年度	9 年度	10年度	11年度
		—	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増
		【目標値の考え方】 ○ 令和 8 年度から調査を開始することから、対前年度比増を目標とする。			

【指標の把握方法】

- 広島市市民意識調査：対象者は広島市に在住する男女（18歳以上）で5,000人（無作為抽出）

成果目標

目標項目		評価指標			
②	認知症の人や家族等を支援する活動の拡大	認知症の人や家族等に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合の増加			
		【設定理由】 ○ 市民が認知症への理解を深めるとともに地域で支えるという意識を高め、支援活動に結び付けていくことが、認知症の人等にやさしい地域づくりを進めていく上で重要であることから、「認知症の人や家族等を支援する活動の拡大」を目標項目とし、「認知症の人や家族等に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合の増加」を評価指標とする。			
		目 標			
		現状値	目標値		
		7年度	9年度	10年度	11年度
		27.4%	28.2%	28.6%	29.0%
		【目標値の考え方】 ○ 令和5年度から7年度にかけての増加幅（0.4ポイント／年）を踏まえ、これを継続できるよう、毎年度0.4ポイントずつ増加させることを目標とする。			

【指標の把握方法】

- 広島市市民意識調査：対象者は広島市に在住する男女（18歳以上）で5,000人（無作為抽出）

取組内容

取組項目	主な内容
① 認知症に関する理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人の理解者・支援者（認知症サポーター等）の養成 ・ 認知症の人本人による発信を通じた普及啓発 ・ 認知症月間等における普及啓発
② 認知症の人の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人本人による発信の機会創出 ・ 認知症カフェの運営等支援 ・ 認知症サポーターを対象とするステップアップ講座の実施 ・ 地域支援体制の充実 ・ 行方不明等になった認知症高齢者等の早期発見・保護の取組
③ 認知症の状態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアパスの普及 ・ 認知症初期集中支援チームの活動の推進 ・ 早期発見・早期対応につながる情報提供・支援の取組 ・ 地域の認知症医療提供体制の充実 ・ 認知症対応型サービスの整備 ・ 医療関係者、介護従事者の認知症対応力の向上
④ 若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症に関する相談支援体制の充実 ・ 本人、家族や企業等に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発
⑤ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援ガイドラインの活用 ・ 成年後見制度の利用促進（広島市成年後見制度利用促進基本計画） ・ 高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
① 認知症サポーターの養成数の増加	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	10年度	11年度
	16,333人 (延185,112人)	15,700人 (延216,500人)	15,700人 (延232,200人)	15,700人 (延247,900人)
	【設定の考え方】			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人と家族等を地域で支えていくためには、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発が重要であることから、「認知症サポーターの養成数の増加」を目標項目とする。 ○ また、令和5年度以降の3か年平均（15,700人／年）を踏まえ、これを継続できるよう、毎年度15,700人ずつ増加させることを目標とする。 			

【認知症サポーター養成講座】

- ・ 内容：認知症の主な症状、認知症の人と接するときの心構えなど
- ・ 受講者：地域住民、学校（小・中・高・大）、企業、行政など幅広く受講

【養成数の推移】

R 5：15,474人、R 6：15,167人、R 7：16,333人
3か年平均 15,700人

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
② 認知症初期集中支援チームの支援によって医療・介護サービスにつながった者の割合の確保	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	10年度	11年度
	84.9%	80%以上	80%以上	80%以上
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築する上で、認知症が疑われる人などを訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームが担う役割は重要であることから、「認知症初期集中支援チームの支援によって医療・介護サービスにつながった者の割合の確保」を目標項目とする。 ○ また、支援対象者の中には当面サービスの利用を必要としない者がいるなど、支援終了時においてサービスにつながらない者が一定数いること、また、国の掲げている目標が65%であることなどを踏まえ、80%以上を維持することを目標とする。 			

【R 6 実績】

- ・ 年度中に支援終了したケース : 97件
- ・ うち医療・介護サービスにつながったケース : 76件 (つながった割合 : 78.3%)

【R 7 実績】

- ・ 年度中に支援終了したケース : 86件
- ・ うち医療・介護サービスにつながったケース : 73件 (つながった割合 : 84.9%)

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
	3 2 7 人 (延べ1,177人)	4 0 0 人 (延べ1,942人)	4 4 0 人 (延べ2,382人)	4 8 0 人 (延べ2,862人)
③ 成年後見制度講演会の参加者数の増加	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人をはじめとする権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、市民の成年後見制度に対する理解促進が重要であることから、本市が実施する「成年後見制度講演会の参加者数の増加」を目標項目とする。 ○ また、講演会の受入可能人数は年間960人であるものの、現状の受入実績や実施体制を踏まえ、まずは令和11年度までにその半数である480人の受入達成を目指すこととし、毎年度40人ずつ増加させることを目標とする。 			

【成年後見制度講演会】
【内容】
成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）の概要、成年後見制度に関する最近の動向（民法、社会福祉法の改正）などについて、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士のいずれか）が講演する。
【開催場所等】
各区地域福祉センターで年1回（計8回）、市総合福祉センターで年2回 定員：会場800人（80人×10回）、オンライン160人

2 重点施策Ⅳ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

取組方針

要介護等認定者の増加や生産年齢人口の減少が見込まれる中、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた持続可能な介護サービス提供体制の構築を進める。そのため、一人暮らしや認知症、中重度の要介護者が可能な限り在宅生活を継続でき、また必要に応じて施設・居住系サービスを利用することができるよう、サービスの提供体制を充実させるとともに、サービスの提供に必要な介護人材の確保と質の高い人材の育成を図るなど、施設・事業所における防災・感染症対策にも留意しながら、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。

成果目標

目標項目	評価指標				
① 介護サービスの安定利用の確保	年間を通じてサービスを利用できている者の割合				
	【設定理由】 ○ 介護を必要とする高齢者が、事業所の受入れ体制や人材不足等の影響によりサービス利用が途切れることなく、年間を通じて安定的に介護サービスを利用できている状態を確保することが重要であることから、「介護サービスの安定利用の確保」を目標項目とし、「年間を通じてサービスを利用できている者の割合」を評価指標とする。				
	目 標				
	区 分	目標値			
		7 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
	継続利用割合	96.2%	95%以上	95%以上	95%以上
	【目標値の考え方】 ○ 介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる中であっても、介護サービスの安定利用が確保できるよう、現行水準の維持を目標とする。				

【指標の把握方法】

年度当初（4月時点）に介護サービスを利用している者の中で、年度を通じて、継続的に介護サービスを利用している者の割合を算出する。

※ 年度中の死亡者や認定有効期間切れの者などは除外する。

※ 高齢者の入退院等による一時的なサービス利用の中断を考慮し、連続2か月までの未利用期間については、利用継続中として取り扱う。

取組内容

取組項目	主な内容
① 介護サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、施設・居住系サービスの計画的な基盤整備 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所など、地域密着型サービスの整備促進 ・ 中山間・人口減少地域等における介護サービス提供体制の確保 ・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など既存の高齢者向け住宅の活用を含めた介護サービス基盤の確保 ・ 施設・事業所における防災対策、感染症対策の推進
② 介護サービスの質の向上と生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン点検の実施やケアマネジャーへの研修など適切なケアマネジメントの推進 ・ I C T・AI等のデジタル技術や介護テクノロジーの活用による利用者サービスの質の向上及び業務効率化 ・ 記録・請求業務等の I C T 化の推進や事業者指定申請手続の簡素化など介護現場における負担軽減
③ 介護人材の確保・定着・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な人材の介護分野への参入促進 ・ 若い世代への介護職への理解促進など介護人材の裾野の拡大 ・ 処遇改善に係る加算の取得促進やひろしま保育・介護人材サポート事業など介護職員の処遇改善の推進 ・ ハラスメント対策など、介護人材が働き続けられる環境づくり ・ 介護人材の資質向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標				
① 介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備	区 分	目標値			
		7 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4,938人	検討中		
	認知症高齢者 グループホーム	3,090人			
	定期巡回・臨時対応型 訪問介護看護事業所	28事業所			
	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	49事業所			
	【設定の考え方】				
○ 高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加を踏まえ、単身や認知症、中重度の要介護者に対応できるサービスや居宅要介護者の在宅生活を支えるサービスの提供体制の確保が重要であることから、こうしたサービス提供体制の確保を着実に進めるため、「介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備」を目標項目とする。					
○ 具体的な目標値については、今後、第10期における介護サービス量を見込む中で設定するものとする。					

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標				
② 介護事業所における 人員純増率の増加	区 分	現状値	目標値		
		7 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
	介護職員	—	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増
	訪問介護員	—			
	ケアマネジャー	—			
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 必要な介護サービスの安定的な提供には、施設・事業所の整備と合わせて、介護サービスの提供に必要な介護人材の確保が重要であることから、介護人材の確保及び定着の状況を適切に把握するため、介護事業所における採用率及び離職率の差である「人員純増率の増加」を目標項目とする。○ なお、採用率及び離職率は定率での目標値の設定が難しい一方で、継続的な改善傾向の維持を目指すことは重要であることから、対前年度比増を目標とする。				

【指標の把握方法】 広島市介護サービス事業者調査（市内約2,000事業所等を対象）

3 重点施策Ⅴ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

取組方針

慢性疾患や認知症等によって医療と介護の双方を必要とする75歳以上の高齢者が増加する中、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、通院が困難な状態になっても適切な医療が受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑かつ効果的・効率的に提供できるよう、在宅医療・介護連携を推進する。

成果目標

目標項目	評価指標												
① 自宅等の在宅で最期まで暮らした人の増加	自宅等の在宅で最期まで暮らした人の割合の増加												
	【設定理由】 ○ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を推進する上で、多くの市民が望んでいる住み慣れた自宅等で人生の最期を迎えたいというニーズに対応していく視点が重要であることから、「自宅等の在宅で最期まで暮らした人の増加」を目標項目とし、「自宅等の在宅で最期まで暮らした人の割合の増加」を評価指標とする。												
	目 標												
	<table><tr><th>現状値</th><th colspan="3">目標値</th></tr><tr><td>7 年度</td><td>9 年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr><tr><td>32.6%</td><td>33.2%</td><td>33.5%</td><td>33.8%</td></tr></table>	現状値	目標値			7 年度	9 年度	10年度	11年度	32.6%	33.2%	33.5%	33.8%
	現状値	目標値											
	7 年度	9 年度	10年度	11年度									
32.6%	33.2%	33.5%	33.8%										
【目標値の考え方】 ○ 令和4年度から7年度にかけての増加幅（3年間で0.8ポイント）を踏まえ、これを継続できるよう、毎年度0.3ポイントずつ増加させることを目標とする。													

【指標の把握方法】

- 厚生労働省人口動態調査から本市分を抽出
 - ・ 対象者 ：「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」で届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数
 - ・ 調査期間：毎年1月1日～同年12月31日

取組内容

取組項目	主な内容
① 在宅医療に取り組む 機関・人材の確保と 育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等の実施 ・ 医療・介護関係者への A C P の普及と在宅看取りの対応力向上 ・ 在宅医療・介護サービス提供基盤の充実
② 在宅医療を支える医 療機関・多職種連 携・後方支援体制の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携パスの活用等による医療機関相互の連携強化 ・ 多職種による退院前カンファレンスやケアプランに係るサービス担当者会議の開催 ・ 多職種が入退院期の情報を共有する連携ツール等の整備 ・ 在宅療養患者の緊急時等の入院受入機関の調整や在宅医療に関する相談等、医療機関からの相談対応の充実 ・ 摂食嚥下・口腔ケアの対応力向上に向けた多職種連携の充実 ・ A C P の実践や看取りに向けた多職種連携の充実 ・ 市、各区に在宅医療・介護連携推進委員会を設置し、在宅医・介護連携の推進に向けた具体的方策の協議等 ・ 日常生活圏域における多職種による情報交換会等の定期開催
③ 認知症医療・介護連 携の強化	重点施策Ⅲに掲載
④ 在宅医療・介護に関 する市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護に関する講演会や教室の開催、パンフレットの配布などの普及啓発活動の実施 ・ 在宅で介護する家族等からの相談や助言を行う取組の支援

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
① 在宅医療に関する同行研修等の参加者数の増加	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	10年度	11年度
	128人 (同行研修に限る)	対前年度比増 (実践的な研修等を含む)	対前年度比増	対前年度比増
	<p>○ 在宅医療を充実させるために有用な同行研修に加え、演習を伴う実践的な研修や熟練者向けの座学研修等、多様な研修機会を確保することによって、疾病・診療内容に応じた対応力の向上を図ることが重要であることから、「在宅医療に関する同行研修等の参加者数の増加」を目標項目とする。</p> <p>○ 新たに実践的な研修等の実績を加えることから、令和 8 年度に対する対前年度比増を目標とする。</p>			

【対象とする研修の概要】

【同行研修】

- 在宅医療の担い手となる専門職を増やすため、新たに在宅医療に取り組もうとする者や対応力の向上を目指す者等を対象として、経験豊富な専門職の指導者が実施している在宅医療の現場に同行し基本的知識や実践を学ぶ研修
 - ・ 市レベル：職種別の研修を実施（対象：訪問看護師、薬剤師）
 - ・ 区レベル：多職種が参加する研修を実施（対象：医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員など）

【実践的な研修等】

- 看護師研修における、ポケットエコーを用いたのアセスメントや実技演習など対応力向上を目的とした実践研修
- 薬剤師研修における、がん患者在宅緩和ケア時の適切な服薬支援や多職種との連携など熟練者向け座学研修

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
② 医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	10年度	11年度
	7,213人	7,300人	7,300人	7,300人
	【設定の考え方】			
	○ 多様な医療・介護専門職が情報交換会や研修会等に参加することは、これら多職種における顔の見える関係づくりやケアの質向上を図る上で重要であることから、「医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保」を目標項目とする。			
	○ また、情報交換会等は、オンラインを活用しながら多くの専門職が参加することが定着してきたものの、現場の負担感も配慮しながら持続可能な取組とすることも必要であるため、第 9 期中における最多の参加者数と同程度を維持していくことを目標とする。			

【情報交換会等の概要】

- 全市、区、日常生活圏域の各地域レベルで、摂食嚥下、認知症、A C Pなどのテーマを設定し、多職種が参加する研修会・情報交換会・事例検討会を開催している。

数値目標を設定して取り組む項目

項 目	目 標			
③ A C P (※)に関する 市民向け教室等の参 加者数の増加	現状値	目標値		
	7 年度	9 年度	10年度	11年度
	6,108人	7,150人	7,675人	8,200人
	【設定の考え方】 ○ 人生の最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、自らが望む医療やケア等について、家族や医療・介護専門職等と話し合い、共有する取組の普及啓発は重要であることから、「A C P に関する市民向け教室等の参加者数の増加」を目標項目とする。 ○ また、41か所の地域包括支援センターの担当圏域における開催実績（R7：平均148人参加）及び第9期における目標設定の考え方（R8：各担当圏域で100人程度）を踏まえ、11年度に各担当圏域で200人程度の参加を目指すこととし、毎年度525人ずつ増加させることを目標とする。			

※ アドバンス・ケア・プランニングの略。人生の最終段階の医療に関する意思決定支援の方法として、本人や家族、医療従事者らが治療内容や療養場所などを繰り返し話し合って決めるもの

【市民のA C P の認知度（令和7年度）】

・ よく知っている：12.2%、聞いたことはあるがよく知らない：20.0%、知らない：65.9%、無回答：1.8%